

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

●対象者

次のいずれかに該当する子どもを養育している
父母又は養育者

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父又は母が死亡した子ども
- ・父又は母に一定の障害がある子ども
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

※子どもとは、18歳になる日以降の最初の3月31日までの方、又は20歳未満で一定の障害のある方です。

●手当の金額

申請した翌月から、年3回（4月・8月・12月）の支給

子どもの人数	支給月額	
	全部支給	一部支給
1人	41,020円	41,010円～ 9,680円
2人	46,020円	46,010円～ 14,680円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）に一定額以上の所得があるときは、支給停止になります。

※申請者が公的年金を受けられることや、子どもが父又は母の死亡により支給される公的年金を受けられる場合は、この手当は受けられません。

特別児童扶養手当

●対象者

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している父母又は養育者

●手当の金額

申請した翌月から、年3回（4月・8月・11月）の支給

障害の状態	支給月額（1人につき）
1級（重度）	49,900円
2級（中度）	33,230円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給が停止されることがあります。

※子どもが障害による公的年金を受けられることや、子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、この手当は受けられません。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。



問合せ 健康福祉課福祉担当

☎66・3111 内線124

長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見を募集

長瀬町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする「長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、この案をより良いものとするため、広く町民の皆さまからのご意見を募集します。

計画案の閲覧方法、場所

- ・町ホームページ（<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>）のトピックス欄
- ・健康福祉課窓口（役場庁舎1階）

意見の提出方法、募集期限

「長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号（または、FAX、電子メールのいずれか）をご記入のうえ、**平成26年10月24日（金）**までに郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記宛てに提出をお願いします。

意見の取り扱い

- ・提出いただいたご意見は、内容を検討し計画に反映させます。
- ・意見を提出していただいた方の住所、氏名等を公表することはありません。
- ・提出されたご意見への個別回答は行いません。あらかじめご承知おきください。

提出・問合せ

〒369-1392 長瀬町大字本野上1035-1（住所省略可）
長瀬町 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線135
FAX 66・3564 ✉pubcome@town.nagatoro.saitama.jp